

術野映像記録配信システム調達仕様書

1. はじめに

本仕様書は、市立ひらかた病院において使用している部門システムが老朽化していることから、更新のために必要となるソフトウェア、ハードウェアを調達するにあたり必要な事項を定めるものである。

2. 納期

令和8年12月31日まで

引き渡しについては、電子カルテの稼働切り替え日と同日とし、別途、発注者と協議の上、日程を決定する。

ただし、研修、引継ぎ等の作業については、令和8年9月末までに行えるようにすること。

3. 支払い方法

完了払い 1回

4. 調達内容・条件

(1) 調達条件

既存ライセンスの利用: 既設のライセンス等は使用可能であること。

操作端末: 本院が用意・調達するため、調達不要

サーバ: 本院が用意する仮想サーバを利用すること

ただし、仮想サーバを使用できない場合は、サーバ等の機器の設置及びネットワーク追加が必要な場合の経費等の一切は応札額に含むこと。

OS:原則 WindowsServer2022 以上で動作可能であること。

Windowsserver2025 で動作が可能な場合は、2025 で動作させること。

WindowsOS 以外で動作させる場合は、少なくとも 2031 年 10 月まではサポート期限があるサーバOSを調達すること。

なお、仮想サーバで導入する場合であって、WindowsServer2025 及びダウングレード版の 2022 を利用する場合に限り、発注者でライセンスを用意する。

その他の場合は、応札金額に含むものとする。

(2) 機能条件

- 調達システムは、別紙「術野映像記録配信システム機能一覧」に記載のある仕様を満たすものであること。

HIS（富士通 Japan 社制、製品名：HopeLifemark-HX）に接続し、データを送受信する機能。

なお、当該接続において、HIS 側の改修が必要な場合の費用は、本調達に含むものとする。

- 共通端末及び専用端末に対して、システムが円滑に利用できるようセットアップを行うこと。

(3) ウイルス対策ソフト等

- システムを利用する端末について、専用端末を利用する場合は、発注者が指定するウイルス対策ソフト（Canon ESET PROTECT Entry）を導入すること。アカウント資源については、発注者が用意する。
- 仮想サーバを利用する場合であって、WindowsOS を利用する場合は、引き渡し時にウイルス対策ソフト（Canon ESET PROTECT Entry）をインストールして引き渡しを行う。それ以外のOS の場合は受注者がインストール作業を行うこと。また、発注者が用意するウイルス対策ソフト（Canon ESET PROTECT Entry）で動作ができない場合は、2031 年 10 月まで動作できるようウイルス対策ソフトを購入するものとし、ウイルス対策ソフトの定義ファイルの更新作業を保守作業にて受託できる必要がある。
- システムを利用する端末について、専用端末を利用する場合は、必要に応じて、指定するソフトについて発注者から資源提供を受けインストールすること。

(4) 保守・保証

- 稼働後から令和 9 年 3 月 31 日までの間の保守・保証期間の費用を含むこと。
- 本契約締結後、速やかに本契約の内訳として、当該保守費用の月額単価を示すものとし、令和 9 年 4 月 1 日以降の保守契約の請負金額については、本契約における保守相当分の金額の単価と同額とし、保守契約金額の変更は物価・人件費のインフレーション及び消費税等のやむを得ない事情によるものを除き認めない。
- 迅速なサポート体制を実現するため、不具合発生時に 2 時間以内に初期対応を行える事業者であること。
- 初期不良対応等で、令和 9 年 3 月 31 日までの保守費用が必要ない場合は、該当の機器等の金額の 20% までを以後の保守契約における 1 年間の上限とする。
- 発注者が用意するリモート接続の環境（サービス名：富士通製 Tunakuro サービス）を利用しない場合であって、リモート接続による保守体制を構築する場合は、専用回線を受注者の責任において敷設するものとし、その費用は、応札額に含めること。
- 操作マニュアルは全ての機器について、日本語版を有すること。

(5) その他

- 導入システムと既存システムとの差異の説明資料の提供を行うこと。

- 必要に応じて、稼働日（切り替え日）には立ち合いを行うこと。
- 機器の更新により不要となった従前の機器については、受注者が撤去すること。個人を特定できる情報が記録されている機器については、病院内で論理消去後に物理破壊を行い、発注者の確認を得た上で処分すること。この費用は調達費用に含むものとする。
- 必要に応じて進捗及び課題、懸案事項等について協議を実施すること。

5. 導入作業

- 導入作業時におけるシステム及びネットワークの停止は、最小限の範囲とすること。
- 導入作業後の動作確認は、受発注両者で実施すること。

6. データ移行作業

- 既存のシステムから出力したデータについて、本調達にて導入するシステムにデータ移行を行うこと
- 既存のシステムからのデータ出力にかかる経費については本調達に含むものとする。
- データ出力経費について、データ移行一般仕様書に基づき出力した場合の参考価格 550,000 円（税込）を見込むが、調達するシステムにて必要な情報への加工等が必要な場合は、発注者にて見積を取得した上で、応札額に含むものとする。

7. 作業場所等

- 発注者の施設内に用意する端末を利用する。リモート接続の環境（サービス名：富士通製 Tunakuro サービス）利用した端末を用意する。当該端末については、他の部門システムベンダーと共用となるため、調整の上、利用すること。
別途、専用の開発端末が必要な場合は、発注者で用意するものとし、セキュリティ対策等については、受注者と協議する。
- 作業実施にあたっては、診療に影響のないよう、事前に協議を行い、発注者の許可を受け作業を行うこと。

8. 提出書類

本業務完了後の提出資料は以下のとおりとし、電子媒体で提出すること。

ただし、研修に必要な資料等がある場合は、紙媒体で用意すること。

- 更新した機器の一覧（移行完了後のもの）
- 機器の I P アドレス一覧（移行完了後のもの）
- その他、運用上必要なマニュアル・手順書

9. 知的所有権等

- 受注者は、本システムの構築にあたって発生する権利、所有権、著作権、及び使用権が本システムの稼動を妨げることをしないよう必要な措置を行うものとする。ただし、製作、改修のための著作権使用に関する問題は全て受注者において処理すること。
- ソフトウェアの製作、改修に関連し発生した著作権使用に関する問題は全て受注者において処理すること。
- 納入される成果物及び開発・製作されたプログラムに第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合、発注者が使用するために必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係わる一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は、当該契約等の内容について事前に発注者の承諾を得ることとし、発注者は既存著作物等について、当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- 本契約により、パッケージ部分を除き独自に開発したプログラム、ソースコードの所有権、著作権は発注者及び受注者双方にあること。また、そのプログラムに関するソースコードは発注者に書面及び電子媒体にて開示すること。
- 受注者と発注者が有する権利は、著作権法第27条（翻訳権・翻訳権等）、同第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）の権利を含むものとする。

10. 個人情報保護等

- 受注者は、「個人情報の保護に関する法律」及び「枚方市情報セキュリティポリシー」等各種関係法令を遵守しなければならない。
- 受注者は、別紙に示す「個人情報の保護に関する特記仕様書」の内容を遵守し、秘密の保持に関する「誓約書」についても作成すること。
- 受注者は、提供資料の盗難、毀損又は汚損が生じた場合、又は漏洩、滅失、紛失等の事故が発生した場合、直ちにその状況を本市に報告し、受注者の責任において本業務遂行における支障を解決しなければならない。また、事故への対応後、受注者は速やかに報告書を本市へ提出しなければならない。
- 受注者は、以上の事項に違反して本市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 発注者は受注者に対し、本仕様に定める事項に違反した場合には、本契約を解除できることとし、契約が解除された場合、受注者は本市から提供されたデータ及び資料を遅滞なく返還すること。

11. 委託の禁止

- 受注者は本調達にあたり、債務の一部を他者に委託する場合はあらかじめ、発注者に申請を行い、承認を得なければならない。
- 前項では再委託の場合も同様とする。
- 前2項で承認依頼をした場合は、個人情報保護に関する事項を受注者の責任により遵守させるとともに、誓約書を徴取し、受注者に提出しなければならない。

12. 記載外事項・疑義

- 仕様書に記載のない事項は、都度協議し、発注者の決定により対応すること。
- 仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、都度協議し、発注者の決定により対応すること。
- やむを得ない事情により、仕様の変更が必要な場合は、予め発注者へ申し出の上、承認を得てから行うこと。

13. 担当部署連絡先

〒573-1197

大阪府 枚方市 禁野本町2丁目14番1号

市立ひらかた病院 事務局 医事課

電話：072-847-2821（代表）

FAX：072-849-2174（直通）

個人情報の保護に関する特記仕様書

受注者は、個人情報の保護に関する法律第23条および第25条の規定に基づき、以下の内容を遵守しなければならない。

（基本的事項）

第1条 受注者は、発注者が保有する個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他の個人情報の適正な取扱いに関する法令等の規定を遵守し、その適正を確保しなければならない。

（作業従事者等の明確化）

第2条 受注者は、この特記仕様書に定める事項を履行する責任を負う者（以下「保護責任者」という。）及び個人情報の取扱いに従事する者（以下「作業従事者」という。）を定めるとともに、それらの者の氏名、役職、作業の内容、取り扱う個人情報の項目等の事項を、書面により、あらかじめ発注者に届け出なければならない。保護責任者又は作業従事者を変更するときも、同様とする。

- 2 受注者は、保護責任者及び作業従事者以外の者を個人情報の取扱いに従事させてはならない。
- 3 作業従事者は、保護責任者の指示に従い、個人情報の保護に関する法律及びこの特記仕様書に則して適正に業務の処理に当たらなければならない。

（教育研修及び指導監督）

第3条 受注者は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、保護責任者及び作業従事者に対し、個人情報の保護に関する教育研修を適宜実施するとともに、常に個人情報の保護に関し必要な指導監督に当たらなければならない。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、個人情報その他業務の処理に伴い知り得た情報を他に漏らしてはならない。本契約が満了し、又は解除された後も、同様とする。

- 2 受注者は、保護責任者及び作業従事者に対し、秘密の保持に関する誓約書（別紙様式）を提出させなければならない。

（取扱区域等）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）を定めるとともに、取扱区域の範囲及び立入規制、防犯対策等の安全管理の措置を、書面により、業務の着手前に発注者に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- 2 受注者は、取扱区域から個人情報を持ち出してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。
- 3 受注者は、発注者の事務所内に取扱区域を定めたときは、当該取扱区域に立ち入る者が保護責任者又は作業従事者であることを識別できるようにするため、それらの者に対し、それらの者であることを示す証票を交付し、これを携帯させなければならない。

(収集の制限)

第6条 受注者は、個人情報となる情報を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段によらなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第7条 受注者は、業務を処理する目的の範囲を超えて個人情報を使用し、又は提供してはならない。

(複製の禁止)

第8条 受注者は、業務を処理するために発注者から提供を受けた資料であって個人情報をその内容に含むもの（以下「提供資料」という。）及び本契約の目的物（業務を処理する過程で作成したものを含む。以下同じ。）を複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(提供資料等の返却又は消去若しくは廃棄)

第9条 受注者は、業務を完了したときは、本契約の目的物の引渡しと併せて、提供資料を返却するとともに、受注者が使用した機器内に存する個人情報その他の発注者に関する情報（以下「受注者の機器内の個人情報等」という。）を消去し、又は廃棄しなければならない。

- 2 前項の規定による消去又は廃棄（以下「情報消去等」という。）をするときは、記録媒体の物理的な破壊その他の当該受注者の機器内の個人情報等の復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 3 情報消去等をするときは、あらかじめ、当該受注者の機器内の個人情報等についての次に掲げる事項を書面により発注者に通知し、その承諾を得なければならない。

(1) 内容

(2) 記録媒体の種類及び数量

(3) 情報消去等の方法及び実施予定日

- 4 受注者は、情報消去等に際し、発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
- 5 受注者は、情報消去等を行ったときは、遅滞なく、情報消去等を行った日時及び担当した者並びに消去し、又は廃棄した受注者の機器内の個人情報等の内容を、書面により、発注者に報告しなければならない。

(個人情報の適切な管理)

第10条 受注者は、前各条に定めるもののほか、発注者が枚方市保有個人情報安全管理規程及び枚方市情報セキュリティポリシーに基づき講じる措置と同等の措置を自ら講じることにより、個人情報を適切に管理しなければならない。

(再委託)

第11条 受注者は、発注者の許諾ある場合を除き、個人情報の取扱いに関する責務を第三者に委任してはならない。

2 受注者は、再委任（再委任先が受注者の会社法第2条第1項第3号に規定する子会社である場合を含む。以下同じ。）の許諾得ようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

- (1) 再委任を行う業務の内容
- (2) 再委任先が取り扱う個人情報の項目
- (3) 再委任の期間
- (4) 再委任が必要な理由
- (5) 再委任先の名称、代表者、所在地及び連絡先
- (6) 再委任先における個人情報の安全管理の体制
- (7) 再委任先に対して求める個人情報の保護のための措置の内容
- (8) 再委任先を監督する方法

3 再委任の契約は、この特記仕様書に基づき受注者に課された全ての義務を再委任に課すものでなければならない。

4 受注者は、再委任先が前項の義務を履行することができることを確認した後でなければ、第2項の書面を発注者に提出することができない。

5 受注者は、再委任先による個人情報の取扱いについて、再委任の契約の内容にかかわらず、発注者に対して全ての責任を負わなければならない。

6 受注者は、再委任の契約において、再委任先に対する監督及び再委任先における安全管理の方法その他発注者が指示する事項について、具体的に規定しなければならない。

7 受注者は、再委任先に対する監督の状況について、発注者から報告の求めがあったときは、直ちに、これに応じなければならない。

8 前7項の規定は、再委任先が個人情報の取扱いを第三者にする場合について準用する。以後さらに個人情報の取扱いを第三者にする場合も、同様とする。

(発注者の検査等への応諾義務等)

第12条 発注者は、業務に関する個人情報の取扱いについて、この仕様書に基づき必要な措置が講じられているかどうか確認する必要があると認めるときは、受注者に報告を求め、又は実地の検査を行うことができる。

2 受注者は、前項の検査の受入れ又は報告の求めがあったときは、直ちに、これに応じなければならない。

3 受注者が個人情報の取扱いの全部又は一部を再委任したときは、発注者は、第1項の措置を自ら実施し、又は受注者に実施させることができる。

(事故報告義務)

第13条 受注者は、個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えいその他の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、当該事故の発生に係る受注者の帰責事由の有無にかかわらず、直ちに、当該事故に係る個人情報の内容、発生場所及び発生状況を書面により発注者に報告するとともに、当該事故への対処に係る発注者の指示に従わなければならない。

(解除事由への該当性の認定)

第14条 この特記仕様書に違反する受注者の行為は、本契約約款による発注者の解除事由に該当する行為とみなす。

(漏えい等が発生した場合の受注者の責任)

第15条 受注者は、この特記仕様書に違反する受注者の行為によって個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えいその他の事故が発生したときは、当該事故による損害を賠償しなければならない。本契約が満了し、又は解除された後も、同様とする。

誓 約 書（保護責任者用）

市立ひらかた病院長

様

年 月 日

商号または名称

所 属 ・ 部 署

フリガナ

氏 名 印

私は、術野映像記録配信システム調達（以下、「本契約」という。）における作業（以下、「本業務」という。）に従事するにあたり、次の事項の遵守を誓約いたします。

1. 個人情報の保護に関する法律その他の関係法令及び個人情報の保護に関する特記仕様書その他の本契約における取り決めに遵守し、誠実に本業務を遂行すること。
2. 本業務を行う上で知り得た個人情報（以下「本業務に係る個人情報」という。）を他人に漏らし、又は本業務を処理する目的の範囲を超えて使用しないこと。また、本契約が満了し、又は解除された後においても、同様とすること。
3. 本業務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製しないこと。許可を得て、複写し、又は複製したときは、本業務の終了後、発注者の指示を受けたうえで、複写し、又は複製した本業務に係る個人情報を直ちに消去し、又は廃棄し、復元ができない状態にすること。
4. 本業務に係る個人情報を発注者の許可なく取扱区域から持ち出さないこと。
5. 本業務に係る個人情報を取扱区域から持ち出すときは、施錠できるケースに保管し、事故防止措置を講じた上で搬送すること。
6. 本業務の遂行に際し、事故が生じたときは直ちに発注者にその発生状況等を報告し、発注者の指示に従ってその解決に努めること。また、その後の状況についても遅滞なく発注者に報告すること。
7. 保護責任者として統括する他の従事者に対し、前各項の規定を遵守させること。

上記の者は、本事業の保護責任者であることを証明するとともに、上記事項を遵守し機密を保持することを保証します。

所 在 地

商号または名称

代表者職氏名

印

誓 約 書（作業従事者用）

商号または名称 _____

代表者職氏名 _____

年 月 日

所 属 ・ 部 署 _____

フリガナ

氏 名 _____ 印

私は、術野映像記録配信システム調達（以下、「本契約」という。）における作業（以下、「本業務」という。）に従事するにあたり、次の事項の遵守を誓約いたします。

1. 個人情報の保護に関する法律その他の関係法令及び個人情報の保護に関する特記仕様書その他の本契約における取り決めに遵守し、誠実に本業務を遂行すること。
2. 本業務を行う上で知り得た個人情報（以下「本業務に係る個人情報」という。）を他人に漏らし、又は本業務を処理する目的の範囲を超えて使用しないこと。また、本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とすること。
3. 本業務に係る個人情報を保護責任者の許可なく複写し、又は複製しないこと。許可を得て、複写し、又は複製したときは、本業務の終了後、保護責任者の指示を受けたうえで、複写し、又は複製した本業務に係る個人情報を直ちに消去し、又は廃棄し、復元ができない状態にすること。
4. 本業務に係る個人情報を保護責任者の許可なく取扱区域から持ち出さないこと。
5. 本業務に係る個人情報を取扱区域から持ち出すときは、施錠できるケースに保管し、事故防止措置を講じた上で搬送すること。
6. 本業務の遂行に際し、事故が生じたときは直ちに保護責任者にその発生状況等を報告し、保護責任者の指示に従ってその解決に努めること。また、その後の状況についても遅滞なく保護責任者に報告すること。

術野映像記録配信システム機能一覧

1	■手術記録・配信サーバ 1式は、下記の要件を満たすこと。
1-1	当院が用意する仮想環境に本システムのソフトウェアの構築を行い本院の手術室に設置するエンコーダ装置より配信される手術映像を本サーバに記録する機能を有すること。
1-2	本手術映像記録・配信サーバ本体の性能は映像保存処理にあたり遅延・データの欠落が発生しない性能・機能を有すること。
1-3	手術映像記録・配信サーバシステムの視聴機能に関しては、現行の運用で視聴ができていない端末で同様の操作が可能であること。
1-4	保存容量を超えた動画データは、古いデータから自動削除を行う機能を有すること。
1-5	ユーザーID、職種等に応じ、閲覧・ダウンロードの可否や異なる診療科の映像の視聴を禁止する権限設定機能を有すること。また、利用者情報（ID・パスワード）は、本院の電子カルテシステムと同期すること。
1-6	本院の手術部門システムと連携し、患者情報（患者ID、氏名、性別、生年月日）と手術詳細情報（診療科、術式、診断名、執刀医）を自動取得・登録ができる機能を有すること。
1-7	現状の運用と同じく、管理者権限を持った端末の操作により現在のサーバの使用状況など容易に確認出来ること。
1-8	画像圧縮方式はH.265とH.264方式の両方に対応し、解像度は現状の1920×1080に加え3840×2160の解像度に対応していること。
1-9	OSはWindows Server 2022以上の機能を有すること。
2	■手術室エンコーダ装置 7式は、下記の要件を満たすこと。
2-1	本院の手術室に設置されているAVラックに設置し、手術映像（術野カメラ・内視鏡・手術顕微鏡・生体モニター）の映像信号をネットワーク配信を行える機能を有すること。
2-2	入力端子は12G-SDI端子を有し、4K及びフルハイビジョン信号の入力に対応すること。
2-3	高画質映像記録分はH.265/HEVC形式のデータ変換に対応すること。
2-4	録画操作は当院既存の17型タッチパネルモニターにて操作が可能であること。
2-5	当院既設の映像切替スイッチャー（カーナシステム社製CXS-1616-12G）の制御機能を有し、映像切替操作をタッチパネルモニター画面より利用可能であること。
2-6	映像切替操作機能は、入力・出力信号が画面内のボタンにプレビュー表示されること。
2-7	既設の術野カメラ（カーナシステム社製MEC-7000-UHD）制御機能を有し、術野カメラのズーム・フォーカス・角度調整が可能であること。
2-8	手術開始時に麻酔記録システムより手術オーダー情報を手術記録・配信サーバ経由で取得し、タッチパネルモニター画面に表示・情報の登録が可能であること。
2-9	麻酔記録システムより手術終了の情報を取得した場合、録画を自動停止する機能を有すること。
2-10	本体内部にハードウェアエンコーダを搭載しリアルタイムに安定した動画変換処理が可能であること。
3	■マルチ端末ソフトウェア 12ライセンスは以下の機能を有すること。
3-1	手術室のエンコーダ装置と当院既存監視カメラから配信されるライブ映像をリアルタイムに表示が可能であること。
3-2	既存端末と同じくマウス操作により、最大16画面マルチ表示→1画面全画面表示の切り替え表示が可能であること。
3-3	注視して視聴したい画面はマウスのダブルクリック操作にて全画面表示に切り替えが可能であり既存の表示レイアウトを踏襲すること。
3-4	情報表示機能にて、「空室」「入室」「記録中」の状態表示を色分け表示が可能であること。
3-5	情報表示機能にて、手術室・又は当院部門システムにて設定した診療科名称が画面に表示できること。
3-6	全画面表示を行った場合、術野系・監視系・共にハイビジョン解像度で高精細描写できること。
4	■動画管理端末ソフトウェア 4ライセンスは以下の機能を有すること。
4-1	手術映像記録・配信サーバに保存されたデータを再生し視聴する機能を有すること。
4-2	保存済みの術野映像は、日時・患者名・診断名・診療科・術式など、データベースに保存されている項目でand検索ができ、検索結果のリスト表示が行えること。
4-3	アプリケーションの簡易な操作にて必要なデータをカット・編集・フォーマット変換が行えること。また、手術室で録画時に設定した診療科や手術室番号から検索が行えること。
4-4	術野映像サーバ及び、USB/HDDディスク、サーバ内に保存された手術映像データの視聴する機能も有していること。
4-5	動画の取り出しは、MP4とM2TSフォーマットにてデータの書き出しが可能であること。また、動画から静止画を取り出す機能を有すること。
4-6	術野映像データを無変換で画質劣化無く、高速に取り出す「無変換切り出し機能」を有することとし、検索機能によりサムネイル又はリスト表示が行えること。
4-7	患者名等の個人情報を動画データ編集時、任意の位置にマスク処理をかける機能を有すること。
4-8	マウス操作で見たい箇所瞬時にジャンプし、倍速再生(2・4・8・16倍)や巻戻し再生が簡単に行えること。
4-9	アノテーション機能を有し、手術動画を再生しながら、マウスを利用しフリーに画面への線描画が可能であること。
4-10	表示部分を強調する為にハイライト機能を有すること。
4-11	既設のPC端末とモニターを流用し更新される手術記録・配信サーバにあわせたソフトウェアのアップデートを行うこと。
4-12	既存アプリケーションとのデータ互換性を有すること。
5	■電子カルテ視聴ソフトウェア 5ライセンスは以下の機能を有すること。
5-1	電子カルテ端末にて映像の視聴を行う機能を有すること。
5-2	記録映像・LIVE映像の視聴設定が可能であること。

データ移行一般仕様書

1. プロジェクト概要

- 目的: 既存システムから新システムへのデータ移行を実施し、業務の継続性を確保する。
- 対象データ: テキストデータ、画像データ（PDF 等）を含む。

2. 移行対象データ

- 職員情報マスタ、職種マスタ
 - 職員 ID
 - 職員名
 - 権限設定
 - 容量（概算）：100MB 以下
- 動画、静止画データ、動画情報
 - E ドライブ内（高画質）
 - F ドライブ内（標準画質）
 - 容量（概算）：30TB

3. 移行手順

3.1 事前準備

- 移行元システムのデータのバックアップを取得する。

3.2 データ抽出

- 移行元システムから必要なデータを抽出する。
- 各ファイルは発注者が指定する場所に保管し、引き渡す。

3.3 データ形式

- 出力するマスタファイルの形式は CSV ファイルとする。
- 画像ファイルのフォーマット、フォルダの格納ルールは次のとおりとする。
 - ファイルフォーマット
.m2ts、.ccx、*.jpg
 - フォルダ格納ルール

<記録開始日：yyyy>

└<記録開始日：m>

└<記録チャンネル：video+チャンネル番号>-<記録開始日：yyyymmdd>-<記録開始日：hhmmss>.ccx

└<記録チャンネル：video+チャンネル番号>-<記録開始日：yyyymmdd>-<記録開始日：hhmmss>.jpg

└<記録チャンネル：video+チャンネル番号>-<記録開始日：yyyymmdd>-<撮影時刻：hhmmssfff>.jpg

└<記録チャンネル：video+チャンネル番号>-<記録開始日：yyyymmdd>-<記録開始日：hhmmss>.m2ts

4. データ出力回数

- ・ 職員マスタ、職種マスタについては最終データ 1 回とする。
- ・ 動画、静止画データ、動画情報についてはデータ容量の大きさからシステム構築期間からシステム切り替え前日までの夜間に逐次コピータスクを実行する。